

# TKCの給与計算システムで年調減税事務もあしんです。

- ☑ システムに登録された氏名や住所、扶養親族情報をあらかじめ申告書に印字し、記入事項を最小限にします。
- ☑ 申告書の内容を入力すると、定額減税の対象となるか自動で判定し、年調減税額を計算します。
- ☑ 「給与所得の源泉徴収票・給与支払報告書」の摘要欄に、記載要領に基づいた内容を記載します。

さらに!

## ※1 ※2 扶養控除等申告書のWeb入力機能と給与明細等のWeb配付機能 ※1

※1 ※2 扶養控除等申告書のWeb入力機能と給与明細等のWeb配付機能  
を利用すると年末調整にかかる事務負担を大幅に軽減できます!

**特長 1** 簡単でわかりやすい入力画面! 間違いの少ない申告書の回収が可能です。



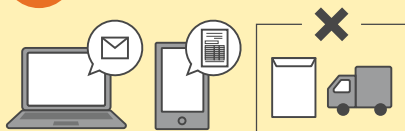
- 従業員がスマホやPCから扶養控除等申告書等を入力・提出します。申告書の印刷・配付の手間がありません。
- TKCの給与計算システムに登録されている従業員の情報をもとに、配偶者・扶養親族等の情報を初期表示します。
- 収入の見積額を入力するだけで、所得の見積額を自動で計算するため、計算ミスの心配もありません。
- 入力内容をもとに、定額減税を受けられるかどうか自動判定します。

**特長 2** 提出された申告書はそのまま給与計算システムに連動! 入力の手間がありません。



- 従業員が入力した内容を、そのままTKCの給与計算システムに取り込むため、給与担当者は確認するだけです。
- 誤りがあった場合は従業員に差し戻し、正しい内容を入力し直してもらいます。従業員には差し戻しに関するメールが送られます。
- 従業員の提出状況も画面上で一目でわかります。

**特長 3** ワンクリックで簡単送信!  
源泉徴収票、給与明細等の印刷・封入・配付の手間がありません。



- 源泉徴収票の印刷・封入・配付の手間がなく、ワンクリックで従業員に配付できます。
- 従業員はスマホやPCからいつでも閲覧できます。
- 定額減税の控除額等の記載事項にも対応します。

※1 機能のご利用には、「FXクラウドシリーズ(給与計算機能)」または「PXシリーズ+PXまいポータル」のご利用が必要です。詳細はご担当のTKC会員事務所にお問合せください。  
※2 「FXクラウドシリーズ(給与計算機能)」の「扶養控除等申告書Web入力機能」は令和6年11月に搭載予定です。

給与担当者のための令和6年分年末調整 準備号

# 今から備える! 年末調整で行う定額減税

令和6年分の年末調整では、「年調減税事務」を行う必要があります。年末調整時点で定額減税の対象となる人の年調減税額を求めます。令和6年6月以後の給与・賞与の月次減税額と年調減税額に差額がある場合は、年末調整で精算します。

## 令和6年分 年末調整(年調減税事務)のポイント

**POINT 1** 年末調整時点で定額減税の対象となる人に変更がないか確認します。

年末調整では、従業員から提出された申告書をもとに、定額減税(1人につき3万円)の対象となる従業員・配偶者・扶養親族に変更がないか確認します。以下に該当する場合は、注意が必要です。

令和6年6月以後の給与・賞与では対象とならず、年調減税の対象となる人

- 1 令和6年6月2日以後に採用した従業員※1
- 2 令和6年6月以後、結婚、出生などがあつた従業員(同一生計配偶者・扶養親族分)



令和6年6月以後の給与・賞与で減税済みだが、年の途中で定額減税の対象ではなくなり減税された分が徴収となる人

- 1 合計所得が1,805万円を超えた従業員※2(給与収入のみであれば年収2,000万円超※3)
- 2 海外留学等で年の途中で出国し非居住者※4となつた人
- 3 同一生計配偶者・扶養親族ではなくなつた人(例: 子供の就職、離婚、所得が48万円を超えた)※5

※1 前職がある場合は、前職の「給与所得の源泉徴収票」を会社に提出し、精算します。  
※2 確定申告で精算します。  
※3 子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除の適用を受ける場合は年収2,015万円超。  
※4 国内に住所を有せず、かつ、現在まで引き続き1年以上居所(実際に住んでいる場所)を有しない人。  
※5 令和6年6月の時点で扶養親族であつた親族が年の途中で死亡した場合については、その親族が死亡時点で扶養親族であると判定される場合、年調減税額の計算に含めることとされています。

年末調整で定額減税の対象となる人を確認するための申告書の記載内容とポイントは「[次のページ](#)」をご確認ください。>>>

TKCの給与計算システムでは、入力された情報をもとに定額減税の対象となる人を自動判定し、年調減税額を計算します。

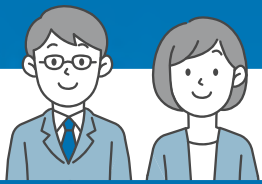
**POINT 2** 源泉徴収票・給与支払報告書に定額減税の控除額等を記載します。

源泉徴収票・給与支払報告書の摘要欄に記載が必要となる事項

- 1 定額減税を控除した額および控除しきれなかった額(※控除しきれなかった場合でも記載が必要です。)
- 2 合計所得金額が1,000万円超である減税対象者の同一生計配偶者が定額減税の対象となる場合に、その旨

(摘要)  
源泉徴収時 所得税減税控除済額 120,000円、控除外額 0円  
非源泉控除対象配偶者減税有

TKCの給与計算システムでは、計算した結果をもとに、上記内容を摘要欄に自動で記載します。



# 令和6年分年末調整で従業員に「定額減税の対象となる人」を申告してもらう書類

## 従業員と配偶者に関する申告書

給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 兼 所得金額調整控除申告書

### 様式の変更点

従業員本人と配偶者が定額減税の対象であることを申告するために、チェック欄が新たに設けられました。

- ① 「本人定額減税対象」欄
- ② 「配偶者定額減税対象」欄

定額減税の対象となる場合、従業員は当欄にチェックをつけて提出します。

※当様式は国税庁が公表した時点の様式案です。確定版は令和6年9月下旬頃に掲載予定とのことです。

令和6年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 兼 所得金額調整控除申告書

本人定額減税対象

配偶者定額減税対象   
※(A)~(D)であかつ、①・②である場合はチェック(非居住者は除く)

### POINT

定額減税には所得要件があります。また、非居住者は定額減税の対象とはなりません。従業員は以下の欄をもとに定額減税の対象となるかを判定します。

- ✓ 本人の「合計所得金額の見積額」欄
- ✓ 配偶者の「合計所得金額の見積額」欄、「非居住者である配偶者」欄

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	円	円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)+(2)の合計額		円

◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 (同一生計配偶者に係る申告)

配偶者の氏名 (フリガナ) 配偶者の氏名

配偶者の氏名 (フリガナ) 配偶者の氏名

あなたの配偶者が非居住者である場合は、配偶者控除を受けられません。

配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	円	円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (1)+(2)の合計額		円

48万円以下かつ年齢70歳以上  
 (70歳以上)以上  
 ※老人控除対象配偶者に該当

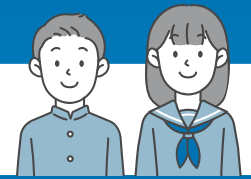
48万円以下かつ年齢70歳未満  
 48万円超95万円以下  
 95万円超139万円以下

区分II



注意

これまで配偶者(特別)控除を受けていないなどの理由から、**配偶者を記載していないケースがあります**。定額減税を受けるためには、従業員に配偶者の情報を記載してもらう必要があります。



## 扶養親族に関する申告書

給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

### POINT

16歳未満を含む扶養親族が定額減税の対象です。ただし、非居住者は定額減税の対象とはなりません。従業員には以下の欄に扶養親族を記載してもらう必要があります。

- ✓ 「控除対象扶養親族」欄、「16歳未満の扶養親族」欄
- ✓ 「非居住者である親族」欄、「16歳未満の扶養親族の「控除対象外国扶養親族」欄

令和6年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

非居住者である親族

- 16歳以上30歳未満又は70歳以上
- 留学
- 障害者
- 38万円以上の支払

16歳以上30歳未満又は70歳以上

- 留学
- 障害者
- 38万円以上の支払

16歳以上30歳未満又は70歳以上

- 留学
- 障害者
- 38万円以上の支払

16歳以上30歳未満又は70歳以上

- 留学
- 障害者
- 38万円以上の支払

16歳未満の扶養親族 (平21.1.2以後発生)

控除対象外国扶養親族



注意

- 従業員に、**16歳未満の扶養親族も漏れなく記載してもらう必要があります**。1枚の扶養控除等申告書に書ききれない扶養親族がいる場合、2枚目の扶養控除等申告書に記載して一緒に提出してもらうなどの対応をご検討ください。
- 共働きの場合、16歳未満を含む扶養親族は、どちらか一方にしか記載できません。

配偶者や扶養親族が定額減税を受けるために提出する「源泉徴収に係る定額減税のための申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」があります。ただし、上記2つの申告書で必要な情報を収集できるため、利用する必要はありません。

TKCの給与計算システムをご利用いただくことで、給与担当者の年調減税事務にかかる負担を軽減します。詳細は **裏面** をご覧ください。 >>>